

通告にしたがい順次質問を致します。

平成18年度知事政策部決算額 1,788,156,015円一般会計予算で他の部署と比べ予算規模は小さいのですが大変重要な役割を担っていると考えます。

一 産消協働推進事業について

本道を取り巻く状況は、依然と厳しいものがあり、私の住む後志管内もそうですが、特に、地域においては、人口減少や高齢化の進行に加え、医師の不足や働く場の確保、さらには、自治体財政などに対する不安が広がっています。

また、先日、公表された道の行財政改革の新たな取組に伴う地域への影響を、私自身も、大変に心配をしているところであります。

しかしながら、こうした危機を何としても乗り越えていくためには、高橋知事もおっしゃっていたとおり、徹底した歳入・歳出の見直しだけではなく、経済面などでしっかりとした「攻めの取組」を進めていかなければなりません。

道では、平成17年度から「産消協働」という道民運動を展開しているものと承知をしております。

私は、この運動は、地域の中で、生産者と消費者の皆さんが連携・協働して、地域にある資源、生産物を消費・活用し、磨きあげることで、地域の産業おこしや、人づくりを進めていこうとする大切な政策であるととらえています。

また、地域の皆さんが、今一度、自分達の地域を見つめ直し、地域力を高めるための良いきっかけにもなる、意義ある取組でもあると考えており、以下、「産消協働」の取組状況や今後の展開などに関して、数点、お伺いをいたします。

一 産消協働推進事業について

(一) 産消協働の取組状況について

道では、平成17年1月に「産消協働道民宣言」を行い、この運動に、鋭意、取り組んできたものと承知をしております。

私は、こうした運動を進めるに当たっては、何よりも、その考え方を地域や道民の皆さんに十分に理解して頂き、その大切さを実感してもらうことが大切ではないかと考えております。

そこでまず、この2年間の普及啓発の取組状況とその成果についてお伺いをいたします。

(答 弁) 知事政策部参事 山田 享

産消協働の取組状況についてであります、

○ 産消協働は、地域に住む「生産者」と「消費者」の皆様が緊密な連携を取りながら、

道内にある様々な資源をできるかぎり活用・消費することにより、人やモノ、お金の

どの域内循環を高め、地域の経済を内側から元気にしていこうとする運動である。

○ 道としては、産消協働の普及にあたっては、地域や道民の皆様が、この運動が、地域

や本道の経済活性化につながるということをしっかりと理解していただくことが大切

であると考え、平成17、18年度の2年間で普及啓発の集中取組期間として位置付

け、様々な取組を行ってきたところ。

○ 具体的には道のホームページ開設や各種広報誌などを通じて、「産消協働」の考え方を

を広く発信するとともに、産消協働の推進に熱心な有識者や既に、実際の取組を進め

ている方々による全道各地でのキャラバンやシンポジウムの実施、さらには、地域に

おける実践活動事例を冊子として取りまとめ、紹介するなどして、その普及啓発に努

めてきたところ。

○ こうした取組を通じ、「産消協働」の考え方についての理解が徐々に進むとともに、

道産牛乳を活用した「プリン」の統一商品化やホタテ貝殻を使ったチョコレートの生産な

ど、産消協働の視点に立った地域での取組が芽生えつつあるものと受けとめている。

一 産消協働推進事業について

(二) 庁内の取組について

地域によっては産消協働の理念にのっとり商品開発もされてきていると言うことですが、私こんな疑問を持っています、平成14年地球温暖化問題で京都

議定書が締結平成17年2月に批准し世界的にも温暖化に対する意識が出てきたが今日まで民生用の抑制は進まない最近になって異常気象とか石油の高騰等、生活にとって身近なものとなりCO2抑制や環境に対する考え方がやっと浸透し始めたと感じていますこうしたことから、「産消協働」をより身近な道民運動として広がりを持たせるためには、普及啓発と併せ、実際の取組に向けたきっかけを提供していくことも必要ではないかと考えます。そのためには、道内の経済活動や情報発信などの面で大きな影響力を持つ、道自体の取組も重要であります。私としては、道による率先活動はもとより、道の各部が展開する様々な施策に、この運動の精神を織り込んでいくといったことも必要ではないかと考えます。

そこで、知事政策部を中心に、道庁全体として、どのような取組を進めてきたのか、お伺いをいたします。

(答 弁) 知事政策部参事 山田 享

庁内の取組についてであります、

- 産消協働の気運を高めていくためには、道自らの率先した取組も必要であり、本庁・
 - 支庁の職員への普及啓発に努めるとともに、例えば、
 - ・ 各種表彰における記念品に道産品を優先使用したり、
 - ・ 木質ペレットを燃料とするストーブ・ボイラーの道立施設への導入を図るなど、物品調達や施設管理などの面から道内資源の積極的な活用を進めてきたところ。
- また、庁内の各部の施策展開においても、産消協働の理念を結びつけていくことが重要であると考え、
 - ・ 道内企業が開発した新商品を認定し、道が優先して利用する制度を設けたり、
 - ・ 道産資材を活用したモデル工事の実施、
 - ・ さらには、道内で製造されたりサイクル製品の認定による関連商品の利用促進といったことに取り組むとともに、こうした道の取組をホームページなどにより、
広く道民の皆様に発信をしている。

- 加えて、支庁においても、食の地産地消や、道産材の地材地消の取組、庁舎への雪冷房の導入実験などを通じ、地域の皆様にも、できるだけ目に見える形で、この取組の考え方が伝わるよう、努めているところ。

一 産消協働推進事業について

(三) 今後の取組について

そうですね、できるだけ多くの機会に目に見える形で啓発する事が大事だと思います、最近では食の地産地消もだいぶ広まり道産米が美味しくなってきたこともあり（米チェンが？）道産米の消費が増大したことは喜ばしいことで一つの良い例だと思います。

私は、今日の地域の現状や諸情勢を考えますと、地域を元気にしていくためには、厳しい・厳しいと言うだけでなく、地域の皆さんも、自ら知恵を出し合い、経済・産業や生活の面で、共に支え合いながら、抱えている課題の解決や活性化に前向きに取り組んでいくことが、益々、重要になるものと考えます。

これまで、産消協働に関する私の考えも含めて、ご質問させていただきましたが、やはり、大切なのは、今後どのように地域力を高めていくかということであると思います。

最後に、道として、この産消協働の運動を今後どのように展開されていこうとしているのか、お考えをお伺いいたします。

(答 弁) 知事政策部長 高原 陽二

産消協働の今後の取組についてであります、

○ 道といたしましては、これまで、産消協働の考え方を、様々な形で普及・啓発すると

ともに、道自らの率先的な取組にも努めてきたところであり、本年度においては、こ

うした取組に加え、新たに、生産者と消費者などによる意見交換や、商談会を活用し

た地域における情報交流の場づくりに努めるなど、より実践的な普及活動に取り組ん

でいるところ。

○ 産消協働については、委員ご指摘のとおり、地域力の強化という幅広い観点からも重

要な取組と考えており、今後におきましては、地域で産消協働に取り組もうとしてい

る皆様の意識と意欲が高まるような有意義な情報を提供していくとともに、各部との

連携を強め、道の施策に反映させるなどして、この運動をさらに盛り上げ、地域の特

色を活かした多彩な活動が全道に広がっていくよう、努めてまいりたいと考えている

。

産消協働について、いくつか質問をさせて頂いた。

質問の中でも申し上げたが、今地域では様々な困難を抱え、住民の皆さんも、今の生活の安全・安心といったことに不安をもって、日々過ごしている。そういった中、地域の人達が向かい合い、一緒になって地域のことを考える場づくりとしても、この産消協働は大事な取組だと思う。

道では平成17年1月に道民宣言して以降、産消協働の考え方を道民に理解してもらうため様々な普及啓発や一各部の施策に反映するような取組を行って来ており、地域の取組として芽が出てきたとのことであるが、産消協働の理念や考え方が道内全体に定着するにはまだ時間がかかるというのが、率直な印象。ただ、この運動は普及のスピードももちろん大事だが、一過性で終わることなく、地域にしっかりと根付くような取組として進めていくべきと考える。道の財政も極めて厳しい中ではありますが、例えば先ほど木質ペレットの話もありましたが、以前環境問題を一般質問で致しました、ペレットストーブも国産メーカーが少なく輸入品で極めて高価で購入の際、助成している地域もありましたが、こうしたストーブの開発助成など安価で提供出来るような仕組みなど、知恵と工夫によって産消協働の運動が地域全体に浸透するような取組を期待している。

また、道の各部においても、食分野に限らず、あらゆる分野に産消協働の理念が施策に反映するよう、知事政策部も調整役として力を尽していただくことをお願い致します。

二 旅券事務について

次に、旅券事務について伺います。

近年、新千歳空港等の国際化が進み、海外との垣根が低くなってきているものと考えます。こうした中で、台湾や香港、あるいはオーストラリアといった国々からの観光客も増加し、平成18年の空港利用者は74万6千人とここ数年10万人からの伸びを見せており、平成21年には国際線新ターミナルの建設供用が予定されており、道民の方々の海外旅行といったものも更に盛んになるものと思います。

海外旅行に不可欠なものとして旅券がありますが、こうしたことから旅券と道民との関係といったものも、非常に近いものとなってきておりますので、旅券事務について順次伺います。

二 旅券事務について

(一) 収支の状況について

旅券の発給事務は、申請者から証紙により手数料を徴収し、実施されていると承知しております。したがって、旅券発給事務に係る経費は、この手数料で賅われることが基本であると考えますが、平成18年度の収入と支出の状況はどうなっているか伺います。

(答弁) 国際課長 永井 正博

旅券事務に係る収支の状況についてであります、

○ 平成18年度の手数料の収入額は、2億3,593万9千円となっているところ。

○ 一方、旅券事務のために必要となった支出としましては、旅券作成の委託費などの事務

費として、7,421万2千円、市町村に対する権限移譲交付金として、262万9千

円、パスポートセンターを始め各支庁における職員や非常勤職員の人件費等として、1

億5,909万8千円となっているところ。

○ 旅券事務に係る経費につきましては、これまでもパスポートセンターの賃借料を2年連

続して節減するなど経費の縮減を図ってきており、今後とも、事務の効率的な執行に努

めてまいりたい。

二 旅券事務について

(二) 監査委員による定期監査結果について

ただいまの答弁の中に市町村に対する権限移譲交付金の事がありました。これに関係するものと考えますが、監査委員による定期監査結果の中で、年度末に市町村等への配付用としてパスポート申請・交付のマニュアルDVDを100枚購入しているが、配付せずに保管されたままになっているとの指摘があります。どのようなところに配付する計画だったのか、また今後どう活用するのか伺います。

(答弁) 国際課長 永井 正博

DVDについてであります、

○ このDVDは、旅券事務の権限移譲を推進するため、市町村における窓口業務の研修用として平

成18年度に作成したものであります。本年7月の定期監査におきまして、配付の遅れについて

、監査委員からご指摘があったところ。

- その後、当初の配付計画に沿って、権限移譲を要望したり、権限移譲を検討している市町村など
に對しまして、事務担当者に対する講習会などで利用し、旅券事務の内容を十分理解していただくよう7月中旬に配付を終えたところ。

(三) 現在までの権限移譲の経過と来年度の見通しについて

これまで、道州制を目指す地方分権の推進が進められ道から市町村へと約2200件にわたる事務・権限移譲が提示され農地等の転用許可等に関する事務、有料老人ホームの設置等に関する事務などあり、その一つに旅券事務の権限移譲がありますが、これまでこの事務は基本的には都道府県の仕事とされてきましたが、旅券法が改正され、平成18年度からは市町村へ権限移譲できることになったと承知しております。そこで、道におけるこれまでの移譲の状況と、今後の見通しについて伺います。

(答弁) 国際課長 永井 正博

権限移譲の経過と見通しについてであります。

- 平成18年度及び平成19年度におきまして、18の市と町へ権限を移譲しており、平成20年度においては、奥尻町、せたな町、余市町、栗山町、枝幸町、上湧別町、浜中町の7つの町との間で協議が整ったことから、合計25の市と町への移譲が行われることになる予定。
- また、今後の見通しにつきましては、本年2月に市町村の意向調査を行い検討状況の把握を行ったところ、71の市町村が、検討中であるとしており、道としては、今後ともさらなる権限の移譲に向けて協議を進めて参る。

(四) 権限移譲交付金について

来年度では新たに7つの町で受け入れられ25市町に権限移譲がされるということですが、権限移譲によって旅券事務の一部を市町村が担当することにな

るが、市町村と道とでは具体的にどのような役割分担になるのか、また当然、事務を移譲することによって、それに係る経費について道として負担することになるが、市町村に対する交付金の積算内訳はどのようなになっているのか伺います。

(答弁) 国際課長 永井 正博

権限移譲に係る役割分担などについてであります。

○ 市町村においては、旅券事務のうち、住民からの申請の受理と交付、返納の受理などの窓口業務を処理することとしている。

○ 一方、道においては、旅券事務の正確性を確保するため、市町村で受理した申請の再審査や外務省への照会作業等を実施するとともに旅券を作成するほか、市町村が円滑に業務を遂行できるよう照会に対する対応なども行っているところ。

○ また、市町村への交付金につきましては、道の交付要綱に基づき、事務処理に要する人件費や事務費などについて市町村と道、それぞれにおける所要業務量等を勘案し、1件当たりの証紙収入2,000円のうち、1,350円を市町村への交付金単価とし、処理件数を乗じて得た額を交付しているところ。
(10年印紙手数料14000円証紙手数料2000円計16000円 市町村移譲手数料1350円)

(五) 市町村における検討状況について

旅券事務の権限移譲は、住民に身近なところに窓口ができるということで住民サービスの向上につながるとともに、多くの市町村が権限移譲を受けることによって、例えば道としても支庁の窓口の簡素化することができる等のメリットもあると考えるため、権限移譲を進めるべきと考えます。ただ、現実的には、多くの市町村が未だ移譲を受けていない状況のようで、71市町村が検討中との事ですが、未だ移譲を受けていない市町村における検討状況と移譲に二の足を踏むのは、どのような理由があるのか伺います。

(答弁) 知事室次長 越前 雅裕

市町村における検討状況についてであります

○ 本年2月に実施した市町村への意向調査では、71の市町村が、移譲について検討中であるとする一方、86の市町村が移譲を要望しないとしているところ。

○ 移譲を要望しない理由といたしましては、IC旅券の交付に要する端末機の導入など、初期投資コストの負担や新たな業務に対応する人員の確保などが課題とされているところ。

○ また、市町村によっては、旅券の発給を申請する住民が少数であり、権限移譲への住民ニーズが高くないという意見も寄せられたところ。

二 旅券事務について

(六) 今後の権限移譲の推進について

権限移譲にあたって、道としても市町村に対して相応の財政支援ができれば、移譲が進むものと考えますが、道の厳しい財政状況というものも十分承知しております。ただ、権限移譲というものは、道州制を進める上で、道と基礎自治体である市町村との役割分担を明確にしていくという意味で、非常に重要なことであると考えます。今後の旅券事務の権限移譲についての道の基本的な考え方を伺います。

(答弁) 知事政策部長 高原 陽二

旅券事務の権限移譲についてであります

○ 道といたしましては、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、行政サービスの中核的な役割を担っていくことが望ましいとの考えのもと、住民サービス向上の観点から市町村への事務・権限移譲を推進してきており、旅券事務についてもその対象に位置づけ取り組んできているところ。

○ 今後とも、旅券事務に係る権限移譲を進めていくため、さまざまな機会をとらえ、事務

内容やノウハウ、整備すべき条件などの情報の提供、それぞれの地域の事情に応じた助

言・協力などを行い、市町村が権限を受けやすい環境づくりに努めてまいりたい。

旅券事務の権限移譲については、一例ではありますが道から市町村へと非常に解りやすい権限移譲でもあり、こうしたことが地方分権の流れとして道民の皆様が理解されるものと思いますので、ただいま部長の答弁にありましたように市町村が権限を受けやすくなるよう進めて頂きますようお願い致します。

三 北方圏センターについて

次に、北方圏センターについて伺います。

北方圏センターは、昭和46年にスタートした「第三期北海道総合開発計画」の中で位置づけられた北方圏構想を推進する中核機関として設置されたものと伺っております。北方圏構想は、北海道と同じような積雪寒冷地にあって豊かな生活文化を築いてきた北米やカナダ、北欧諸国などとの交流を通じて、雪や寒さを貴重な資源とした地域づくりを進めようというもので、当時としては極めてユニークかつ大胆な構想として、全国の注目を集めたと聞いております。

(一) センターの評価について

北方圏センターは、今年で創立35年が経過したわけでありましたが、これまでのセンターの歩みをどう評価しているか伺います。

(答弁) 知事室次長 越前 雅裕

北方圏センターのこれまでの活動に関してであります

○ 社団法人北方圏センターは、気候・風土などの類似した北方圏地域との交流を推進する

ための団体として発足したところでありますが、その後、対象地域や業

務範囲を拡大し

、平成10年には、総務省から地域国際化協会として認定をされ、本道における中核的な国際交流団体として地域の国際化の推進に重要な役割を担ってきているところ。

○ これまでの間、センターにおいては、開発途上国などからの研修員の受入や外国人留学生への支援、さらには、市町村や国際交流団体を対象としたシンポジウムの開催や調査研究・情報発信など様々な事業を実施してきたほか、本道の国際協力の拠点であるJIC A国際センターの管理運営などを行ってきているところ。

○ センターのこうした取り組みにより、地域における国際協力や国際交流の推進、さらには、市町村と国際交流団体との連携強化、国際性豊かな人材の育成など、本道の国際化の推進に寄与しているものと認識。

(二) 会員の状況について

センターは社団法人であり、基本的には会員の会費で賄うべきと考えますが、個人会員・法人会員ともに減少し続けており、したがって会費収入も減少しております。会員が減少している状況について、どう受け止めているか伺います。

(答弁) 国際課長 永井 正博

会員の状況についてであります

○ 北方圏センターには、現在、個人・法人合わせて約1300の会員に入会していただいているところですが、委員ご指摘のとおり、景気低迷の影響などによる法人会員の退会や高齢化などによる個人会員の減少が進み、結果として会費収入が減少してきています。このため、センターとしても、これまで個別に企業訪問をしたり、情報誌、ホームページによるPR、地域での事業展開などの機会を捉えて、会員の確保

に努めてきてい
るものと承知。

○ 道としては、会費収入の確保は、センターの安定的な運営にとって重要な自主財源であることから、引き続きセンターの活動に対する理解の促進に努めるとともに、会員にとって、より魅力のある事業の実施やセンターの効率的な運営が図られるよう、働きかけてまいりたい。

(三) 補助の考え方について

北方圏センターの財務内容を見ると、平成18年度においては、約1億7,300万円の補助金を支出しており、会費収入2,380万円と比較して多額の補助金を支出しておりますが、補助を行ってきたことに対する道の考えについて伺います。

(答弁) 知事室次長 越前 雅裕

補助の考え方についてであります。

○ 北方圏センターは、国が中核的な国際交流団体として支援を行う地域国際化協会として認定を受け、各種国際交流・協力団体への支援や、開発途上国などからの研修員の受入、外国人留学生への支援など、道行政を補完する公益性の高い事業を実施してきているところ。

○ 道としては、北方圏センターが道の国際化施策の一翼を担う重要な役割を果たしていることから、センターが実施する事業に対し、必要な支援を行っているところ。

(四) 道からの派遣職員について

道からの派遣職員が3名おり、センターの自立のためには、出来る限り縮小すべきと考えますが、どのように認識されているか伺います。

(答弁) 知事室次長 越前 雅裕

道からの派遣職員についてであります。

○ これまで、「関与団体見直し実施計画」に基づき、平成15年度に1名、平成19年度1

名を引き揚げ、現在は3名を派遣しているところ。

○ これらの職員は、本道の国際協力の拠点となるJICA国際センターが平成8年、札幌市

と帯広市に開設された際、地域の国際化事業と一体となった活用を図る観点から、道及

び地元市が必要な協力・支援を行っていくことの一環として、北方圏センターに派遣し

たもの。

○ 道としては、北方圏センターの派遣職員について、関与団体見直し実施計画の趣旨を踏ま

え、後、具体的な方向付けを検討していくこととしているが、検討に当たっては、国際

センターの役割や派遣の経緯も踏まえ、JICAをはじめとする関係機関と十分な協議

を行う必要があるものとする。

(五) 今後の北方圏地域との交流について

最後の質問ですが、国はこれまで数次にわたる総合計画特に3全総では国の均衡ある発展を目指してきたが中央一極集中、地方の過疎化の進行とそうしたことから、4全総では地域間交流を打ち出し地方への人の流れを作るそうした計画を進めてきたと思っておりますがなかなか都市部との地方格差が縮まらない現状から多軸型国土構造形成の観点による、国の「国土形成計画」が平成20年度を始期として進められる。

全国を10のブロックに分け、それぞれのブロックがヨーロッパの中規模国と同様の人口規模や経済規模を有している（北海道は人口約560万人、また域内総生産は約20兆円とデンマークやフィンランド、アイルランドと同程度の人口経済規模を有している）ことから、経済的な自立が可能であるとし、そのための戦略として東アジアの中での位置づけを明確にし、これらとの交流の

活発化が有効であるとしております。道が策定する新しい総合計画でも、こうした方向が示されており、中国、韓国を含む北方圏諸国との交流は、今後ますます重要になり、センターの役割も増すものと考えます。一方、センターでは、会員の減少が続いておりますが、今後の北方圏地域との交流について、センターのあり方も含め、道としてどのように取り組んでいこうとしているのか、最後に所見を伺います。

(答弁)

知事政策部長 高原 陽二

今後の北方圏地域との交流についてであります

○ グローバル化の進展や東アジアの経済成長が進む中、中国や韓国を含む北方圏地域との交流は、経済面や観光面など本道の活性化に向けて、今後ますます重要になっていくものと認識しているところ。

○ 道としては、今後とも北方圏センターの運営基盤の強化を促進するとともに、センターとの適切な役割分担のもと、連携・協力しながら、北方圏地域におけるそれぞれの地域特性を踏まえ、これまで続けてきた文化交流はもとより、経済交流や本道の産業発展につながる先進技術分野の交流といった地域振興に資する分野の交流、環境保全対策といった地域の課題解決に資する分野の交流などを戦略的な視点に立って推進してまいります。